



発行 新潟県

号外 2

令和6年12月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 67 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 68 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(人事課)
- 69 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則(法務文書課)
- 70 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(雇用能力開発課)
- 71 新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則(スポーツ課)

告 示

- 1374 知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明の一部改正(財政課)
- 1375 新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正(出納局管理課)

病院局管理規程

- 11 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 16 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

企業局管理規程

- 6 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1921 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1922 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1923 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1924 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

教育委員会規則

- 7 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(教育庁総務課)

規 則

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第67号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>68万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万5,000円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>65万円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>65万円</u>

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第68号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則
(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第 1 条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万7,500円</u> 」とする。	2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万4,200円</u> 」とする。

第 2 条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	166,500	227,700	244,600	261,300	287,300
2	167,700	228,500	245,400	262,300	288,900
3	168,800	229,300	246,200	263,300	290,400
4	169,900	230,100	246,900	264,300	291,900
5	171,200	230,800	247,600	265,300	293,400
6	172,400	231,600	248,700	266,300	294,900
7	173,600	232,400	249,700	267,300	296,300
8	174,800	233,200	250,700	268,300	297,600
9	175,800	234,000	251,700	269,300	298,800
10	177,000	234,700	252,900	270,300	300,300
11	178,300	235,400	254,000	271,300	301,800
12	179,500	236,100	255,000	272,300	303,200
13	180,600	236,800	256,100	273,300	304,600
14	181,800	237,400	257,100	274,300	305,700
15	183,100	238,000	258,000	275,300	306,700
16	184,400	238,600	258,500	276,400	307,900
17	185,700	239,200	259,100	277,400	309,100

18	187,400	239,800	259,500	278,700	310,700
19	189,100	240,400	259,900	280,000	312,300
20	190,800	240,900	260,400	281,200	313,900
21	192,500	241,400	260,900	282,500	315,400
22	194,200	241,900	261,400	283,800	317,000
23	195,800	242,400	261,900	285,000	318,600
24	197,400	242,900	262,500	286,200	320,200
25	199,000	243,400	263,300	287,300	321,700
26	200,500	243,900	263,900	288,500	323,400
27	202,000	244,300	264,500	289,800	325,000
28	203,500	244,800	265,300	291,100	326,600
29	205,000	245,400	266,100	292,400	328,000
30	206,500	245,900	266,800	293,400	329,700
31	208,000	246,400	267,400	294,400	331,400
32	209,500	246,800	268,200	295,500	333,000
33	211,000	247,200	269,000	296,600	334,200
34	212,400	247,700	269,700	297,800	336,100
35	213,800	248,200	270,400	298,900	337,800
36	215,200	248,600	271,100	300,100	339,400
37	216,600	249,000	271,800	301,300	340,900
38	217,700	249,500	272,500	302,600	342,500
39	218,800	250,000	273,200	303,900	344,100
40	219,900	250,400	273,900	305,200	345,700
41	220,900	250,800	274,600	306,500	347,400
42	221,800	251,300	275,300	307,800	349,200
43	222,700	251,800	275,900	309,100	351,000
44	223,600	252,200	276,500	310,400	352,800
45	224,500	252,600	277,000	311,700	354,300
46	225,300	253,000	277,500	313,000	355,700
47	226,100	253,400	278,000	314,300	357,100
48	226,900	253,800	278,500	315,400	358,500
49	227,700	254,200	279,000	316,300	360,000
50	228,400	254,600	279,500	317,600	360,800
51	229,100	255,000	280,000	318,900	361,800
52	229,800	255,400	280,400	320,200	362,800
53	230,500	255,800	280,800	321,400	363,700
54	231,100	256,200	281,300	322,700	364,800
55	231,700	256,600	281,700	323,900	365,700
56	232,300	257,000	282,200	325,100	366,700
57	233,000	257,300	282,600	326,400	367,600
58	233,500	257,700	283,100	327,500	368,300

59	234,000	258,100	283,600	328,600	369,000
60	234,500	258,400	284,100	329,700	369,600
61	235,000	258,700	284,600	330,400	370,000
62	235,400	259,100	285,200	331,300	370,600
63	235,800	259,500	285,800	332,000	371,300
64	236,200	259,800	286,400	332,800	372,000
65	236,600	260,100	287,000	333,600	372,300
66	236,900	260,400	287,600	334,000	373,000
67	237,200	260,700	288,200	334,600	373,700
68	237,500	260,900	288,800	335,300	374,300
69	237,800	261,100	289,300	336,100	374,600
70	238,100	261,400	289,800	336,800	375,100
71	238,400	261,700	290,300	337,500	375,700
72	238,700	261,900	290,800	338,100	376,300
73	238,900	262,100	291,300	338,600	376,600
74	239,200	262,400	291,800	339,200	377,200
75	239,500	262,700	292,200	339,700	377,900
76	239,700	262,900	292,600	340,300	378,500
77	239,900	263,100	293,000	340,600	378,900
78	240,200	263,400	293,400	341,100	379,400
79	240,500	263,700	293,800	341,500	380,000
80	240,700	263,900	294,200	341,900	380,500
81	240,900	264,100	294,600	342,300	381,000
82	241,200	264,400	295,000	342,800	381,600
83	241,500	264,700	295,400	343,300	382,100
84	241,700	264,900	295,900	343,800	382,400
85	241,900	265,100	296,200	344,100	382,800
86	242,200	265,300	296,700	344,500	383,300
87	242,500	265,600	297,200	344,900	383,700
88	242,700	265,900	297,700	345,300	384,100
89	242,900	266,100	298,000	345,600	384,500
90	243,200	266,300	298,500	346,000	385,000
91	243,500	266,600	299,000	346,400	385,400
92	243,700	266,800	299,300	346,800	385,800
93	243,900	267,100	299,700	347,000	386,100
94	244,200	267,400	300,200	347,400	386,600
95	244,500	267,700	300,700	347,800	387,000
96	244,700	267,900	301,200	348,200	387,400
97	244,900	268,100	301,500	348,400	387,700
98	245,200	268,400	301,900	348,800	388,200
99	245,400	268,600	302,400	349,200	388,600

100	245,700	268,900	302,900	349,500	389,000
101	245,900	269,100	303,300	349,800	389,300
102	246,100	269,300	303,700	350,200	
103	246,400	269,600	304,000	350,600	
104	246,700	269,900	304,300	351,000	
105	246,900	270,100	304,600	351,500	
106	247,200	270,300	305,000	351,900	
107	247,500	270,600	305,300	352,300	
108	247,700	270,800	305,700	352,700	
109	247,900	271,100	306,000	353,200	
110	248,200	271,400	306,400	353,600	
111	248,500	271,700	306,800	353,900	
112	248,700	271,900	307,100	354,200	
113	248,900	272,100	307,300	354,700	
114	249,200	272,400	307,600		
115	249,500	272,600	307,900		
116	249,700	272,800	308,100		
117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		
121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(令和5年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 技能労務職員の給与等に関する規則第 2 条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年新潟県条例第 31 号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 3 項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万 7,500円</u>」と、同条第 2 項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の 1 週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の 1 週間当たりの通常のと、同条第 3 項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する」とあるのは「<u>22万 7,500円</u>に、当該暫定</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 技能労務職員の給与等に関する規則第 2 条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年新潟県条例第 31 号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 3 項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万 3,200円</u>」と、同条第 2 項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の 1 週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の 1 週間当たりの通常のと、同条第 3 項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する」とあるのは「<u>22万 3,200円</u>に、当該暫定</p>

再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。 3 (略)	再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。 3 (略)
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与等規則」という。）並びに第3条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の令和5年改正規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の技能労務職員給与等規則又は改正後の令和5年改正規則の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員給与等規則の規定による給与又は改正後の令和5年改正規則の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第2条に規定する職員の例による。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第69号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(新潟県建築士法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別記 第1号様式 (第5条関係) 2級 木造建築士免許申請書 (略)		別記 第1号様式 (第5条関係) 2級 木造建築士免許申請書 (略)	
(略)		(略)	
欠格事由	1 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に 処せられたことがあ りますか。 ある□ ない□ (略)	欠格事由	1 <u>禁錮</u> 以上の刑に処 せられたことがあり ますか。 ある□ ない□ (略)
	2～5 (略)		2～5 (略)
(略)		(略)	

(新潟県県政功労者顕彰等に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県県政功労者顕彰等に関する規則(昭和28年新潟県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(顕彰等の停止)	(顕彰等の停止)
第6条 第3条の規定により表彰を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による優遇を行わず若しくは停止し、又は第5条の規定による弔辞及び弔祭料の贈呈を行わないことがある。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)	第6条 第3条の規定により表彰を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、第4条の規定による優遇を行わず若しくは停止し、又は第5条の規定による弔辞及び弔祭料の贈呈を行わないことがある。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略)
2 (略)	2 (略)

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(年金等請求書類の様式)	(年金等請求書類の様式)
第31条 年金又は一時金の請求書は、おおむね別紙第1号様式から第16号様式の2までに準じて作成しなければならない。	第31条 年金又は一時金の請求書は、おおむね別紙第1号様式から第16号様式までに準じて作成しなければならない。

2・3 (略)	2・3 (略)
別紙	別紙
第1号様式 <u>(第31条関係)</u> (略)	第1号様式 (略)
第1号様式の2 <u>(第31条関係)</u> (略)	第1号様式の2 (略)
第1号様式の3 <u>(第31条関係)</u> (略)	第1号様式の3 (略)
第2号様式 <u>(第31条関係)</u> (略)	第2号様式 (略)
第3号様式 <u>(第31条関係)</u> (略)	第3号様式 (略)
第4号様式 <u>(第31条関係)</u> (略)	第4号様式 (略)
第5号様式 <u>(第31条関係)</u> (略)	第5号様式 (略)
第6号様式 <u>(第31条関係)</u> (略)	第6号様式 (略)
第7号様式 <u>(第31条関係)</u> (略)	第7号様式 (略)
第8号様式 <u>(第31条関係)</u> (略)	第8号様式 (略)
第8号様式の2 <u>(第31条関係)</u> (略)	第8号様式の2 (略)
第8号様式の3 <u>(第31条関係)</u> (略)	第8号様式の3 (略)
第8号様式の4 <u>(第31条関係)</u> (略)	第8号様式の4 (略)

第9号様式 (第31条関係)

(略)

第10号様式 (第31条関係)

(略)

第10号様式の2 (第31条関係)

(略)

第11号様式 (第31条関係)

(略)

第12号様式 (第31条関係)

(略)

第13号様式 (第31条関係)

(略)

第14号様式 (第31条関係)

(略)

第15号様式 (第31条関係)

(略)

第16号様式 (第31条関係)

(略)

第16号様式の2 (第31条関係)

(略)

第17号様式 (第31条関係)

(略)

第18号様式 (第31条関係)

(略)

第19号様式 (第31条関係)

(略)

第20号様式 (第31条関係)

(略)

第9号様式

(略)

第10号様式

(略)

第10号様式の2

(略)

第11号様式

(略)

第12号様式

(略)

第13号様式

(略)

第14号様式

(略)

第15号様式

(略)

第16号様式

(略)

第16号様式の2

(略)

第17号様式

(略)

第18号様式

(略)

第19号様式

(略)

第20号様式

(略)

第20号様式の2 (第31条関係)

(略)

年 月 日職名を退職した後3年を超える拘禁刑又は在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられる等条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の3 (第31条関係)

(略)

上の者は、年 月 日(職名)を退職した後死亡まで3年を超える拘禁刑又は在職中の職務に関する犯罪により、拘禁刑以上の刑に処せられる等条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の4 (第31条関係)

(略)

年 月 日職員死亡後3年を超える拘禁刑に処せられる等条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の5 (第31条関係)

(略)

第20号様式の6 (第31条関係)

(略)

第20号様式の7 (第31条関係)

(略)

年 月 日(罪名)により拘禁刑年 月の刑に処せられたが、年 月 恩日執行猶予の言渡しを取り消されることな

赦

第20号様式の2

(略)

年 月 日職名を退職した後3年をこえる懲役若しくは禁この刑又は在職中の職務に関する犯罪により禁こ以上の刑に処せられる等条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の3

(略)

上の者は、年 月 日(職名)を退職した後死亡まで3年をこえる懲役若しくは禁この刑又は在職中の職務に関する犯罪により、禁こ以上の刑に処せられる等条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の4

(略)

年 月 日職員死亡後3年をこえる懲役又は禁この刑に処せられる等条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

(略)

第20号様式の5

(略)

第20号様式の6

(略)

第20号様式の7

(略)

禁錮

年 月 日(罪名)により懲役年 月の刑に処せられたが、年 月 恩日執行猶予の言渡しを取り消されることなく

赦

くその期間を経過したことにより刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。
(略)

その期間を経過したことにより刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。
(略)

第20号様式の 8 (第31条関係)

(略)
上の者は、 年 月 日(罪名)により拘禁刑 年 月の刑に処せられたが、
恩
年 月 日執行猶予の言渡しを取り消され
赦
ることなくその期間を経過したことにより刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。
(略)

第20号様式の 8

(略)
上の者は、 年 月 日(罪名)により^こ禁錮
り懲役 年 月の刑に処せられたが、
恩
年 月 日執行猶予の言渡しを取り消され
赦
ることなくその期間を経過したことにより刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。
(略)

第20号様式の 9 (第31条関係)

(略)

第20号様式の 9

(略)

第20号様式の10 (第31条関係)

(略)

第20号様式の10

(略)

第21号様式 (第31条関係)

(略)

第21号様式

(略)

第23号様式 (第31条関係)

(略)

第23号様式

(略)

第24号様式 (第31条関係)

(略)

第24号様式

(略)

第25号様式 (第31条関係)

(略)

第25号様式

(略)

第26号様式 (第31条関係)

(略)

第26号様式

(略)

第27号様式 (第31条関係)

(略)

第27号様式

(略)

第28号様式 (第32条関係)

(略)

第29号様式 (第32条関係)

(略)

第30号様式 (第32条関係)

(略)

第31号様式 (第32条関係)

(略)

第32号様式 (第32条関係)

(略)

第33号様式 (第32条関係)

(略)

第34号様式 (第32条関係)

(略)

第36号様式 (第42条関係)

(略)

第37号様式 (第44条関係)

(略)

第38号様式 (第46条関係)

(略)

無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと

3年以下の拘禁刑に処せられたこと

(略)

第39号様式 (第46条関係)

(略)

遺族年金受給者が無期又は3年を超える拘禁刑に処せられたこと

遺族年金受給者が3年以下の拘禁刑に処

第28号様式

(略)

第29号様式

(略)

第30号様式

(略)

第31号様式

(略)

第32号様式

(略)

第33号様式

(略)

第34号様式

(略)

第36号様式

(略)

第37号様式

(略)

第38号様式

(略)

無期又は3年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたこと

3年以下の懲役又は禁この刑に処せられたこと

(略)

第39号様式

(略)

遺族年金受給者が無期又は3年をこえる懲役若しくは禁この刑に処せられたこと

遺族年金受給者が3年以下の懲役又は禁

せられたこと	この刑に処せられたこと
(略)	(略)
第40号様式 <u>(第46条関係)</u> (略)	第40号様式 (略)
第41号様式 <u>(第46条関係)</u> (略)	第41号様式 (略)
第42号様式 <u>(第52条関係)</u> (略)	第42号様式 (略)
第43号様式 <u>(第53条関係)</u> (略)	第43号様式 (略)
第44号様式 <u>(第56条関係)</u> (略)	第44号様式 (略)
第45号様式 <u>(第56条関係)</u> (略)	第45号様式 (略)
第46号様式 <u>(第56条関係)</u> (略)	第46号様式 (略)
第47号様式 <u>(第56条関係)</u> (略)	第47号様式 (略)
第48号様式 <u>(第56条関係)</u> (略)	第48号様式 (略)
第49号様式 <u>(第57条関係)</u> (略)	第49号様式 (略)
第50号様式 <u>(第57条関係)</u> (略)	第50号様式 (略)
第51号様式 <u>(第58条関係)</u> (略)	第51号様式 (略)
第52号様式 <u>(第58条関係)</u> (略)	第52号様式 (略)

第53号様式 <u>(第59条関係)</u> (略)	第53号様式 (略)
第54号様式 <u>(第59条関係)</u> (略)	第54号様式 (略)
第55号様式 <u>(第60条関係)</u> (略)	第55号様式 (略)
第56号様式 <u>(第60条関係)</u> (略)	第56号様式 (略)
第57号様式 <u>(第61条関係)</u> (略)	第57号様式 (略)
第58号様式 <u>(第61条関係)</u> (略)	第58号様式 (略)
第59号様式 <u>(第63条関係)</u> (略)	第59号様式 (略)
第60号様式 <u>(第64条関係)</u> (略)	第60号様式 (略)

(新潟県災害救助法施行細則の一部改正)

第4条 新潟県災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別記 第1号様式の1 <u>(第6条関係)</u> 公用令書 (略)	別記 第1号様式の1 公用令書 (略)
第1号様式の2 <u>(第6条関係)</u> 公用令書 (略)	第1号様式の2 公用令書 (略)
第1号様式の3 <u>(第6条関係)</u> 公用令書 (略)	第1号様式の3 公用令書 (略)
第1号様式の4 <u>(第6条関係)</u> 公用令書	第1号様式の4 公用令書

(略)	(略)
第 2 号様式 <u>(第 6 条関係)</u> 公用変更令書 (略)	第 2 号様式 公用変更令書 (略)
第 3 号様式 <u>(第 6 条関係)</u> 公用取消令書 (略)	第 3 号様式 公用取消令書 (略)
第 4 号様式 <u>(第 6 条関係)</u> 強制物件台帳 (略)	第 4 号様式 強制物件台帳 (略)
第 5 号様式 <u>(第 8 条関係)</u> (略)	第 5 号様式 (略)
第 6 号様式 <u>(第 9 条関係)</u> (略)	第 6 号様式 (略)
第 7 号様式 <u>(第 10 条関係)</u> 公用令書 (略) (裏面)	第 7 号様式 公用令書 (略) (裏面)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>従事令書の交付を受けた者の心得 1～4 (略) 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第 32 条の規定により 6 月以下の拘禁刑又は 300,000 円以下の罰金に処せられる。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>従事令書の交付を受けた者の心得 1～4 (略) 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第 31 条の規定により 6 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処せられる。</p> </div>
第 8 号様式 <u>(第 10 条関係)</u> 公用取消令書 (略)	第 8 号様式 公用取消令書 (略)
第 9 号様式 <u>(第 10 条関係)</u> 救助従事者台帳 (略)	第 9 号様式 救助従事者台帳 (略)
第 10 号様式 <u>(第 14 条関係)</u> 実費弁償請求書 (略)	第 10 号様式 実費弁償請求書 (略)
第 11 号様式 <u>(第 15 条関係)</u> (略)	第 11 号様式 (略)
第 12 号様式 <u>(第 16 条関係)</u> 療養 休業 障害	第 12 号様式 療養 休業 障害

災害救助法による遺族扶助金支給申請書 葬祭 打切 (略)	災害救助法による遺族扶助金支給申請書 葬祭 打切 (略)
---------------------------------------	---------------------------------------

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和45年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) (略)	(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) (略)

(新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年新潟県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第25号様式 (第11条関係) (略) 年金支給停止事由発生・消滅届 (略) 1 (略) 2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けている。 3 (略) 1 (略) 2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> の執行を解かれた。 3 (略)	第25号様式 (第11条関係) (略) 年金支給停止事由発生・消滅届 (略) 1 (略) 2 心身障害者が <u>懲役・禁固の刑</u> に処せられ、刑の執行を受けている。 3 (略) 1 (略) 2 心身障害者が <u>懲役・禁固の刑</u> の執行を解かれた。 3 (略)

(新潟県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第7条 新潟県自然環境保全条例施行規則(昭和49年新潟県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>第 6 号様式 (第 27 条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>第 45 条 第 20 条第 1 項若しくは第 2 項 (第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 25 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>	<p>第 6 号様式 (第 27 条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>第 45 条 第 20 条第 1 項若しくは第 2 項 (第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 25 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p>
--	---

(新潟県土地改良区等検査規則の一部改正)

第 8 条 新潟県土地改良区等検査規則 (昭和 59 年新潟県規則第 58 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 132 条第 1 項又は第 133 条第 1 項 (法第 84 条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会 (法第 111 条の 5 の地方連合会に限る。)及び法第 95 条第 1 項の規定により土地改良事業を行う法第 3 条に規定する資格を有する者 (以下「土地改良区等」という。)に対して行う検査 (以下「検査」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の要領)</p> <p>第 7 条 検査は、別に定めるところにより、土地改良区等の業務及び会計について物件又は帳簿、証拠書類その他業務記録等を精査し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する事実の有無並びに業務及び会計の適否を明らかにするものとする。</p> <p>別記様式 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>上記の者は、土地改良法第 132 条第 1 項又は第 133 条第 1 項 (同法第 84 条において準用する場合を含む。)の規定により検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>土地改良法 (抜粋)</p> </div>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 132 条 (法第 84 条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会 (法第 111 条の 5 の地方連合会に限る。)及び法第 95 条第 1 項の規定により土地改良事業を行う法第 3 条に規定する資格を有する者 (以下「土地改良区等」という。)に対して行う検査 (以下「検査」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の要領)</p> <p>第 7 条 検査は、別に定めるところにより、土地改良区等の業務及び会計について物件又は帳簿、証拠書類その他業務記録等を精査し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する事実の有無並びに業務及び会計の適否を明らかにするものとする。</p> <p>別記様式 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>上記の者は、土地改良法第 132 条の規定により検査を行う職員であることを証明する。</p> <p>(略)</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>土地改良法 (抜粋)</p> </div>

第84条 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定（これに係る罰則を含む。）を準用する。

第132条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第133条 土地改良区の組合員等が、その総数の10分の1以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

第138条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

(4) 第132条第1項若しくは第2項又は第133条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第132条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第138条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

三 第132条又は第133条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

新潟県土地改良区等検査規則（抜すい）

第3条 検査は、知事の指定する職員（以下「検査員」という。）が行う。

2 検査員は、別記様式による土地改良区等検査員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(新潟県漁業調整規則の一部改正)

第9条 新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第47条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u></p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u></p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条、第39条、第41条第1項、第42条第1項又は第43条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第46条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第56条 第25条第1項(第44条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、科料に処する。</u></p>	<p>(衛星船位測定送信機等の備付け命令)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項、第3項若しくは第4項、第38条、第39条、第41条第1項、第42条第1項又は第43条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第42条第3項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>(3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第41条第2項又は第46条第1項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p> <p>第56条 第25条第1項(第44条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第40条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第4条中新潟県災害救助法施行細則別記第7号様式の改正(「第31条」を「第32条」に改める部分に限る。)、第8条中新潟県土地改良区等検査規則別記様式の改正(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)、第9条中新潟県漁業調整規則第47条の改正、第55条の改正(同条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)及び第56条の改正並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(改正前の規則に定める様式に関する経過措置)

- 5 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
 - 6 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
-

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第70号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受講料の額)</p> <p>第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるための訓練（パーソナルコンピュータに関する訓練を除く。） 1 訓練につき<u>5,700円</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(受講料の額)</p> <p>第32条 短期課程の普通職業訓練に係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるための訓練（パーソナルコンピュータに関する訓練を除く。） 1 訓練につき<u>4,700円</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>(受講料)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるためのセミナー（パーソナルコンピュータに関するセミナーを除く。） 1 訓練につき<u>5,700円</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(受講料)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 セミナーに係る条例第15条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 主として職業に必要な技能を追加して習得させるためのセミナー（パーソナルコンピュータに関するセミナーを除く。） 1 訓練につき<u>4,700円</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>(費用の負担)</p> <p>第41条 第38条第1項第3号から第5号までの援助を受ける事業主等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 第38条第1項第3号又は第4号に掲げる援助援助を受ける者1人につき<u>2,900円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第41条 第38条第1項第3号から第5号までの援助を受ける事業主等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の費用を負担しなければならない。</p> <p>(1) 第38条第1項第3号又は第4号に掲げる援助援助を受ける者1人につき<u>2,200円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第71号

新潟県立長岡屋内総合プール規則の一部を改正する規則

新潟県立長岡屋内総合プール規則（平成29年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区分	単位	基準額（円）	区分	単位	基準額（円）
電光表示装置設備	(略)	1,260	電光表示装置設備	(略)	1,050
放送設備		620	放送設備		520
照明設備（通常の2倍の明るさで使用する場合）		1,260	照明設備（通常の2倍の明るさで使用する場合）		1,050
照明設備（通常の3倍の明るさで使用する場合）		2,520	照明設備（通常の3倍の明るさで使用する場合）		2,100
競泳競技用備品	(略)	1,260	競泳競技用備品	(略)	1,050
アーティスティックスイミング競技用備品		1,260	アーティスティックスイミング競技用備品		1,050
水球競技用備品		1,260	水球競技用備品		1,050
水中モニターシステム		1,260	水中モニターシステム		1,050
スパッティング	(略)	610	スパッティング	(略)	510

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第1374号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
(1)～(5)	(略)	(1)～(5)	(略)
(6)	土木部関係	(6)	土木部関係
	証 明		証 明
1	(略)	1	(略)

～ 7		～ 7	
8	新潟県屋外広告物条例施行規則(平成8年新潟県規則第2号)第21条第6項の規定による屋外広告物講習会修了証書の再交付	8	新潟県屋外広告物条例施行規則(平成8年新潟県規則第2号)第19条第5項の規定による屋外広告物講習会修了証書の再交付
9 ～ 16	(略)	9 ～ 16	(略)
17	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることの証明		
(7)～(9) (略)		(7)～(9) (略)	

◎新潟県告示第1375号

新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年1月新潟県告示第210号)の一部を次のように改正し、令和7年6月1日から実施する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員会の構成等)	(委員会の構成等)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。	5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
(3) (略)	(3) (略)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月26日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

医 師 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000	

31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	

	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第17号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年12月26日

新潟県病院局事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

(新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部改正)

第 1 条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程 (昭和34年新潟県病院局管理規程第14号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(格付及び給料の支給)	(格付及び給料の支給)
<p>第 4 条 (略)</p> <p>2 地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例 (昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第 7 条第 2 項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「<u>22万7,500円</u>」とする。</p>	<p>第 4 条 (略)</p> <p>2 地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例 (昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第 7 条第 2 項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「<u>22万4,200円</u>」とする。</p>

第 2 条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	166,500	227,700	244,600	261,300	287,300
2	167,700	228,500	245,400	262,300	288,900
3	168,800	229,300	246,200	263,300	290,400
4	169,900	230,100	246,900	264,300	291,900
5	171,200	230,800	247,600	265,300	293,400
6	172,400	231,600	248,700	266,300	294,900
7	173,600	232,400	249,700	267,300	296,300
8	174,800	233,200	250,700	268,300	297,600
9	175,800	234,000	251,700	269,300	298,800
10	177,000	234,700	252,900	270,300	300,300
11	178,300	235,400	254,000	271,300	301,800
12	179,500	236,100	255,000	272,300	303,200
13	180,600	236,800	256,100	273,300	304,600
14	181,800	237,400	257,100	274,300	305,700
15	183,100	238,000	258,000	275,300	306,700
16	184,400	238,600	258,500	276,400	307,900

17	185,700	239,200	259,100	277,400	309,100
18	187,400	239,800	259,500	278,700	310,700
19	189,100	240,400	259,900	280,000	312,300
20	190,800	240,900	260,400	281,200	313,900
21	192,500	241,400	260,900	282,500	315,400
22	194,200	241,900	261,400	283,800	317,000
23	195,800	242,400	261,900	285,000	318,600
24	197,400	242,900	262,500	286,200	320,200
25	199,000	243,400	263,300	287,300	321,700
26	200,500	243,900	263,900	288,500	323,400
27	202,000	244,300	264,500	289,800	325,000
28	203,500	244,800	265,300	291,100	326,600
29	205,000	245,400	266,100	292,400	328,000
30	206,500	245,900	266,800	293,400	329,700
31	208,000	246,400	267,400	294,400	331,400
32	209,500	246,800	268,200	295,500	333,000
33	211,000	247,200	269,000	296,600	334,200
34	212,400	247,700	269,700	297,800	336,100
35	213,800	248,200	270,400	298,900	337,800
36	215,200	248,600	271,100	300,100	339,400
37	216,600	249,000	271,800	301,300	340,900
38	217,700	249,500	272,500	302,600	342,500
39	218,800	250,000	273,200	303,900	344,100
40	219,900	250,400	273,900	305,200	345,700
41	220,900	250,800	274,600	306,500	347,400
42	221,800	251,300	275,300	307,800	349,200
43	222,700	251,800	275,900	309,100	351,000
44	223,600	252,200	276,500	310,400	352,800
45	224,500	252,600	277,000	311,700	354,300
46	225,300	253,000	277,500	313,000	355,700
47	226,100	253,400	278,000	314,300	357,100
48	226,900	253,800	278,500	315,400	358,500
49	227,700	254,200	279,000	316,300	360,000
50	228,400	254,600	279,500	317,600	360,800
51	229,100	255,000	280,000	318,900	361,800
52	229,800	255,400	280,400	320,200	362,800
53	230,500	255,800	280,800	321,400	363,700
54	231,100	256,200	281,300	322,700	364,800
55	231,700	256,600	281,700	323,900	365,700
56	232,300	257,000	282,200	325,100	366,700

57	233,000	257,300	282,600	326,400	367,600
58	233,500	257,700	283,100	327,500	368,300
59	234,000	258,100	283,600	328,600	369,000
60	234,500	258,400	284,100	329,700	369,600
61	235,000	258,700	284,600	330,400	370,000
62	235,400	259,100	285,200	331,300	370,600
63	235,800	259,500	285,800	332,000	371,300
64	236,200	259,800	286,400	332,800	372,000
65	236,600	260,100	287,000	333,600	372,300
66	236,900	260,400	287,600	334,000	373,000
67	237,200	260,700	288,200	334,600	373,700
68	237,500	260,900	288,800	335,300	374,300
69	237,800	261,100	289,300	336,100	374,600
70	238,100	261,400	289,800	336,800	375,100
71	238,400	261,700	290,300	337,500	375,700
72	238,700	261,900	290,800	338,100	376,300
73	238,900	262,100	291,300	338,600	376,600
74	239,200	262,400	291,800	339,200	377,200
75	239,500	262,700	292,200	339,700	377,900
76	239,700	262,900	292,600	340,300	378,500
77	239,900	263,100	293,000	340,600	378,900
78	240,200	263,400	293,400	341,100	379,400
79	240,500	263,700	293,800	341,500	380,000
80	240,700	263,900	294,200	341,900	380,500
81	240,900	264,100	294,600	342,300	381,000
82	241,200	264,400	295,000	342,800	381,600
83	241,500	264,700	295,400	343,300	382,100
84	241,700	264,900	295,900	343,800	382,400
85	241,900	265,100	296,200	344,100	382,800
86	242,200	265,300	296,700	344,500	383,300
87	242,500	265,600	297,200	344,900	383,700
88	242,700	265,900	297,700	345,300	384,100
89	242,900	266,100	298,000	345,600	384,500
90	243,200	266,300	298,500	346,000	385,000
91	243,500	266,600	299,000	346,400	385,400
92	243,700	266,800	299,300	346,800	385,800
93	243,900	267,100	299,700	347,000	386,100
94	244,200	267,400	300,200	347,400	386,600
95	244,500	267,700	300,700	347,800	387,000
96	244,700	267,900	301,200	348,200	387,400
97	244,900	268,100	301,500	348,400	387,700

98	245,200	268,400	301,900	348,800	388,200
99	245,400	268,600	302,400	349,200	388,600
100	245,700	268,900	302,900	349,500	389,000
101	245,900	269,100	303,300	349,800	389,300
102	246,100	269,300	303,700	350,200	
103	246,400	269,600	304,000	350,600	
104	246,700	269,900	304,300	351,000	
105	246,900	270,100	304,600	351,500	
106	247,200	270,300	305,000	351,900	
107	247,500	270,600	305,300	352,300	
108	247,700	270,800	305,700	352,700	
109	247,900	271,100	306,000	353,200	
110	248,200	271,400	306,400	353,600	
111	248,500	271,700	306,800	353,900	
112	248,700	271,900	307,100	354,200	
113	248,900	272,100	307,300	354,700	
114	249,200	272,400	307,600		
115	249,500	272,600	307,900		
116	249,700	272,800	308,100		
117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		
121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

(新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第 3 条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（令和 5 年新潟県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程第 2 条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年新潟県条例第 31 号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 3 項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万7,500円</u>」と、同条第 2 項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する」とあるのは「1 週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の 1 週間当たりの通常の」と、同条第 3 項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程第 2 条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年新潟県条例第 31 号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 3 項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万3,200円</u>」と、同条第 2 項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する」とあるのは「1 週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の 1 週間当たりの通常の」と、同条第 3 項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定</p>

再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「 <u>22万7,500円</u> に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。 3 (略)	再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「 <u>22万3,200円</u> に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。 3 (略)
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規程による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）並びに第3条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（以下「改正後の令和5年改正規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程又は改正後の令和5年改正規程の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程又は改正後の令和5年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 6 号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年12月26日

新潟県企業管理者 遠 山 隆

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

第 1 条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>第 3 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 7 条第 2 項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「<u>22万7,500 円</u>」とする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別表第 5（第 4 条関係）</p> <p>1 危険作業手当</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の手当の額及び作業の区分は、次のとおりとする。</p> <p>1号～6号 (略)</p> <p>7号 600円（<u>応急作業等については、850円</u>）</p> <p><u>ただし、次の表の左欄に掲げる場合の手当の額は、それぞれ同表の右欄に定める額（同一の日において同表の左欄に掲げる場合の 2 以上に該当する場合は、その該当する場合に係る同表の右欄に定める額のうち最も高い額）とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">作業等が日没時から日出時までの間において行われた場合</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">600円（<u>応急作業等については、850円</u>）にその100分の50に相当する額を加算した額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">作業等が別に局長が定める著しく危険である区域で行われた場合</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">600円（<u>応急作業等については、850円</u>）にその100分の100に相当する額を加算した額</td> </tr> </table> <p>異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生する恐れがある次に掲げる現場</p>	作業等が日没時から日出時までの間において行われた場合	600円（ <u>応急作業等については、850円</u> ）にその100分の50に相当する額を加算した額	作業等が別に局長が定める著しく危険である区域で行われた場合	600円（ <u>応急作業等については、850円</u> ）にその100分の100に相当する額を加算した額	<p>第 3 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第 7 条第 2 項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「<u>22万4,200 円</u>」とする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別表第 5（第 4 条関係）</p> <p>1 危険作業手当</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の手当の額及び作業の区分は、次のとおりとする。</p> <p>1号～6号 (略)</p> <p>7号 600円</p> <p>異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生する恐れがある次に掲げる現場</p>
作業等が日没時から日出時までの間において行われた場合	600円（ <u>応急作業等については、850円</u> ）にその100分の50に相当する額を加算した額				
作業等が別に局長が定める著しく危険である区域で行われた場合	600円（ <u>応急作業等については、850円</u> ）にその100分の100に相当する額を加算した額				

において行う巡回監視又は当該現場における 重大な災害の発生した箇所若しくは発生する 恐れのある箇所で行う応急作業若しくは応 急作業のための災害状況の調査 ア 発電所、ダム等 イ 河川の堤防等 ウ 陥没の恐れが高い道路又はその周辺	において行う巡回監視又は当該現場における 重大な災害の発生した箇所若しくは発生する 恐れのある箇所で行う応急作業若しくは応 急作業のための災害状況の調査 ア 発電所、ダム等 イ 河川の堤防等 ウ 陥没の恐れが高い道路又はその周辺
--	--

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	166,500	227,700	244,600	261,300	287,300
2	167,700	228,500	245,400	262,300	288,900
3	168,800	229,300	246,200	263,300	290,400
4	169,900	230,100	246,900	264,300	291,900
5	171,200	230,800	247,600	265,300	293,400
6	172,400	231,600	248,700	266,300	294,900
7	173,600	232,400	249,700	267,300	296,300
8	174,800	233,200	250,700	268,300	297,600
9	175,800	234,000	251,700	269,300	298,800
10	177,000	234,700	252,900	270,300	300,300
11	178,300	235,400	254,000	271,300	301,800
12	179,500	236,100	255,000	272,300	303,200
13	180,600	236,800	256,100	273,300	304,600
14	181,800	237,400	257,100	274,300	305,700
15	183,100	238,000	258,000	275,300	306,700
16	184,400	238,600	258,500	276,400	307,900
17	185,700	239,200	259,100	277,400	309,100
18	187,400	239,800	259,500	278,700	310,700
19	189,100	240,400	259,900	280,000	312,300
20	190,800	240,900	260,400	281,200	313,900
21	192,500	241,400	260,900	282,500	315,400
22	194,200	241,900	261,400	283,800	317,000
23	195,800	242,400	261,900	285,000	318,600
24	197,400	242,900	262,500	286,200	320,200
25	199,000	243,400	263,300	287,300	321,700
26	200,500	243,900	263,900	288,500	323,400
27	202,000	244,300	264,500	289,800	325,000
28	203,500	244,800	265,300	291,100	326,600
29	205,000	245,400	266,100	292,400	328,000

30	206,500	245,900	266,800	293,400	329,700
31	208,000	246,400	267,400	294,400	331,400
32	209,500	246,800	268,200	295,500	333,000
33	211,000	247,200	269,000	296,600	334,200
34	212,400	247,700	269,700	297,800	336,100
35	213,800	248,200	270,400	298,900	337,800
36	215,200	248,600	271,100	300,100	339,400
37	216,600	249,000	271,800	301,300	340,900
38	217,700	249,500	272,500	302,600	342,500
39	218,800	250,000	273,200	303,900	344,100
40	219,900	250,400	273,900	305,200	345,700
41	220,900	250,800	274,600	306,500	347,400
42	221,800	251,300	275,300	307,800	349,200
43	222,700	251,800	275,900	309,100	351,000
44	223,600	252,200	276,500	310,400	352,800
45	224,500	252,600	277,000	311,700	354,300
46	225,300	253,000	277,500	313,000	355,700
47	226,100	253,400	278,000	314,300	357,100
48	226,900	253,800	278,500	315,400	358,500
49	227,700	254,200	279,000	316,300	360,000
50	228,400	254,600	279,500	317,600	360,800
51	229,100	255,000	280,000	318,900	361,800
52	229,800	255,400	280,400	320,200	362,800
53	230,500	255,800	280,800	321,400	363,700
54	231,100	256,200	281,300	322,700	364,800
55	231,700	256,600	281,700	323,900	365,700
56	232,300	257,000	282,200	325,100	366,700
57	233,000	257,300	282,600	326,400	367,600
58	233,500	257,700	283,100	327,500	368,300
59	234,000	258,100	283,600	328,600	369,000
60	234,500	258,400	284,100	329,700	369,600
61	235,000	258,700	284,600	330,400	370,000
62	235,400	259,100	285,200	331,300	370,600
63	235,800	259,500	285,800	332,000	371,300
64	236,200	259,800	286,400	332,800	372,000
65	236,600	260,100	287,000	333,600	372,300
66	236,900	260,400	287,600	334,000	373,000
67	237,200	260,700	288,200	334,600	373,700
68	237,500	260,900	288,800	335,300	374,300
69	237,800	261,100	289,300	336,100	374,600
70	238,100	261,400	289,800	336,800	375,100

71	238,400	261,700	290,300	337,500	375,700
72	238,700	261,900	290,800	338,100	376,300
73	238,900	262,100	291,300	338,600	376,600
74	239,200	262,400	291,800	339,200	377,200
75	239,500	262,700	292,200	339,700	377,900
76	239,700	262,900	292,600	340,300	378,500
77	239,900	263,100	293,000	340,600	378,900
78	240,200	263,400	293,400	341,100	379,400
79	240,500	263,700	293,800	341,500	380,000
80	240,700	263,900	294,200	341,900	380,500
81	240,900	264,100	294,600	342,300	381,000
82	241,200	264,400	295,000	342,800	381,600
83	241,500	264,700	295,400	343,300	382,100
84	241,700	264,900	295,900	343,800	382,400
85	241,900	265,100	296,200	344,100	382,800
86	242,200	265,300	296,700	344,500	383,300
87	242,500	265,600	297,200	344,900	383,700
88	242,700	265,900	297,700	345,300	384,100
89	242,900	266,100	298,000	345,600	384,500
90	243,200	266,300	298,500	346,000	385,000
91	243,500	266,600	299,000	346,400	385,400
92	243,700	266,800	299,300	346,800	385,800
93	243,900	267,100	299,700	347,000	386,100
94	244,200	267,400	300,200	347,400	386,600
95	244,500	267,700	300,700	347,800	387,000
96	244,700	267,900	301,200	348,200	387,400
97	244,900	268,100	301,500	348,400	387,700
98	245,200	268,400	301,900	348,800	388,200
99	245,400	268,600	302,400	349,200	388,600
100	245,700	268,900	302,900	349,500	389,000
101	245,900	269,100	303,300	349,800	389,300
102	246,100	269,300	303,700	350,200	
103	246,400	269,600	304,000	350,600	
104	246,700	269,900	304,300	351,000	
105	246,900	270,100	304,600	351,500	
106	247,200	270,300	305,000	351,900	
107	247,500	270,600	305,300	352,300	
108	247,700	270,800	305,700	352,700	
109	247,900	271,100	306,000	353,200	
110	248,200	271,400	306,400	353,600	
111	248,500	271,700	306,800	353,900	

112	248,700	271,900	307,100	354,200
113	248,900	272,100	307,300	354,700
114	249,200	272,400	307,600	
115	249,500	272,600	307,900	
116	249,700	272,800	308,100	
117	249,900	273,100	308,300	
118	250,200	273,400	308,600	
119	250,500	273,700	308,900	
120	250,700	273,900	309,100	
121	250,900	274,100	309,300	
122		274,300	309,600	
123		274,600	309,900	
124		274,900	310,100	
125		275,100	310,300	
126		275,300	310,600	
127		275,600	310,900	
128		275,900	311,100	
129		276,100	311,300	
130		276,300	311,600	
131		276,600	311,900	
132		276,900	312,100	
133		277,100	312,300	
134		277,300		
135		277,600		
136		277,900		
137		278,100		

(新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第 3 条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和 5 年新潟県企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 新潟県企業局企業職員給与規程第 3 条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年新潟県条例第 31 号）附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項又は市町村立学校職員</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 新潟県企業局企業職員給与規程第 3 条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 4 年新潟県条例第 31 号）附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項又は市町村立学校職員</p>

の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万7,500円」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万7,500円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)並びに第3条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程(以下「改正後の令和5年改正規程」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程別表第5の規定は、令和6年1月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の規程又は改正後の令和5年改正規程の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程又は第3条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程又は改正後の令和5年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

人事委員会規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1921号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>(災害応急作業手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 条例第5条第2項の人事委員会規則で定める額は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作 業 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">手 当 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物に対する建築物応急危険度判定等の作業</td> <td style="text-align: center;">750円</td> </tr> <tr> <td>避難所等の運営等に係る作業</td> <td style="text-align: center;">750円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 条例第5条第3項の人事委員会規則で定める著しく危険である区域は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）であって人事委員会が認めるものとする。</u></p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第32条第2項の人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遭難救助等作業手当)</p> <p>第34条 <u>条例第40条第1項第1号及び第2号の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委</u></p>	作 業 の 区 分	手 当 の 額	被災建築物に対する建築物応急危険度判定等の作業	750円	避難所等の運営等に係る作業	750円	<p>(災害応急作業手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(災害応急作業手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第32条第2項の人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遭難救助等作業手当)</p> <p>第34条 条例第40条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察職員及び次に掲げる勤務箇所に勤務する職員並びに任命権者が委員会と協議して定</p>
作 業 の 区 分	手 当 の 額						
被災建築物に対する建築物応急危険度判定等の作業	750円						
避難所等の運営等に係る作業	750円						

員会と協議して定める職員とする。

(1)～(4) (略)

2 条例第40条第1項第2号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる状況をすべて満たす作業環境の下において、緊急性を要することにより、十分な安全を確保できない状況で行う人命救助の作業とする。

(1) 作業開始時において、当該災害により人的被害が発生していること。

(2) 当該災害の原因となった脅威が当該作業現場において継続し、又は新たに生起する可能性が大きいと判断されること。

(3) 上記脅威が生起した場合に、作業に従事する者の生死に係わるものであること。

3 条例第40条第2項の大規模な災害として人事委員会規則で定めるものは、災害対策基本法に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆發又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他人事委員会が認める災害とする。

4 条例第40条第3項の人事委員会規則で定める著しく危険である作業に該当する場合は、同条第1項第2号の作業に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場合をいう。

5 条例第40条第3項の人事委員会規則で定める著しく危険である区域は、第4条第3項に規定する区域とする。

める職員とする。

(1)～(4) (略)

2 条例第40条第1項第2号の心身に著しい負担を与えるとして人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に引き続き2日以上従事したときの当該作業

(2) 次に掲げる状況をすべて満たす作業環境の下において、緊急性を要することにより、十分な安全を確保できない状況で行う人命救助の作業ア 作業開始時において、当該災害により人的被害が発生していること。

イ 当該災害の原因となった脅威が当該作業現場において継続し、又は新たに生起する可能性が大きいと判断されること。

ウ 上記脅威が生起した場合に、作業に従事する者の生死に係わるものであること。

3 条例第40条第2項の人事委員会規則で定める著しく危険である作業は、前項第1号の作業に従事した場合において、いずれかの日において人命救助の作業に従事したときの当該日の作業又は前項第2号の作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業とする。

4 条例第40条第2項の人事委員会規則で定める著しく危険である区域は、立入禁止、退去命令等の措置がなされた次に掲げる区域(当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。)とする。

(1) 災害対策基本法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された場

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>4 条例附則第2項第3号の人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>4 条例附則第2項第3号の人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1922号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第 6 - 140号）の一部を次のように改正する。

別表及び附則別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 51,600	円 35,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	35,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	35,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	35,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	35,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	51,600	31,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	49,800	27,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	48,000	23,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	46,200	19,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	44,400	15,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	42,600	12,500
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	40,800	10,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	39,000	7,500
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	37,200	5,000
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	35,800	2,500
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	18,200	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附則別表

職員の区分 期間の区分	2 項 職 員	3 項 職 員
1 年 未 満	円 36,100	円 24,500
1年以上2年未満	36,100	24,500
2年以上3年未満	36,100	24,500
3年以上4年未満	36,100	24,500
4年以上5年未満	36,100	24,500
5年以上6年未満	36,100	21,700
6年以上7年未満	34,900	18,900
7年以上8年未満	33,600	16,100
8年以上9年未満	32,300	13,300
9年以上10年未満	31,100	10,500
10年以上11年未満	29,800	8,800
11年以上12年未満	28,600	7,000
12年以上13年未満	27,300	5,300
13年以上14年未満	26,000	3,500
14年以上15年未満	25,100	1,800
15年以上16年未満	24,100	
16年以上17年未満	23,100	
17年以上18年未満	22,100	
18年以上19年未満	21,100	
19年以上20年未満	20,200	
20年以上21年未満	19,200	
21年以上22年未満	18,800	
22年以上23年未満	18,300	
23年以上24年未満	17,600	
24年以上25年未満	17,200	
25年以上26年未満	16,800	
26年以上27年未満	16,400	
27年以上28年未満	16,000	
28年以上29年未満	15,400	
29年以上30年未満	15,200	
30年以上31年未満	14,900	
31年以上32年未満	14,500	
32年以上33年未満	13,900	
33年以上34年未満	13,200	
34年以上35年未満	12,700	
備考		
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。		
2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1923号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u> (一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の255</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の205</u> (一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の245</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>)</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の315</u> (一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の375</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の153.75</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の183.75</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u> (一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の255</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)</p>

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記様式第2(第7条の7関係) 処分説明書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>① この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>②~④ (略)</p>	<p>別記様式第2(第7条の7関係) 処分説明書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>① この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>②~④ (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定は令和

7年6月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(経過措置)
 - 3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則別記様式第2の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
 - 4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
 - 5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
-

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1924号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第19（裏面）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第19（裏面）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>様式第20（裏面）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第20（裏面）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>様式第21（裏面）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17</p>	<p>様式第21（裏面）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17</p>

<p>条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>3・4 (略)</p>
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則様式第19、様式第20及び様式第21の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教育委員会規則

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第7号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(格付及び給料の支給) 第4条 (略) 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万7,500円</u> 」とする。	(格付及び給料の支給) 第4条 (略) 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万4,200円</u> 」とする。

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	166,500	227,700	244,600	261,300	287,300
2	167,700	228,500	245,400	262,300	288,900
3	168,800	229,300	246,200	263,300	290,400
4	169,900	230,100	246,900	264,300	291,900
5	171,200	230,800	247,600	265,300	293,400
6	172,400	231,600	248,700	266,300	294,900
7	173,600	232,400	249,700	267,300	296,300
8	174,800	233,200	250,700	268,300	297,600
9	175,800	234,000	251,700	269,300	298,800
10	177,000	234,700	252,900	270,300	300,300
11	178,300	235,400	254,000	271,300	301,800
12	179,500	236,100	255,000	272,300	303,200
13	180,600	236,800	256,100	273,300	304,600
14	181,800	237,400	257,100	274,300	305,700
15	183,100	238,000	258,000	275,300	306,700
16	184,400	238,600	258,500	276,400	307,900

17	185,700	239,200	259,100	277,400	309,100
18	187,400	239,800	259,500	278,700	310,700
19	189,100	240,400	259,900	280,000	312,300
20	190,800	240,900	260,400	281,200	313,900
21	192,500	241,400	260,900	282,500	315,400
22	194,200	241,900	261,400	283,800	317,000
23	195,800	242,400	261,900	285,000	318,600
24	197,400	242,900	262,500	286,200	320,200
25	199,000	243,400	263,300	287,300	321,700
26	200,500	243,900	263,900	288,500	323,400
27	202,000	244,300	264,500	289,800	325,000
28	203,500	244,800	265,300	291,100	326,600
29	205,000	245,400	266,100	292,400	328,000
30	206,500	245,900	266,800	293,400	329,700
31	208,000	246,400	267,400	294,400	331,400
32	209,500	246,800	268,200	295,500	333,000
33	211,000	247,200	269,000	296,600	334,200
34	212,400	247,700	269,700	297,800	336,100
35	213,800	248,200	270,400	298,900	337,800
36	215,200	248,600	271,100	300,100	339,400
37	216,600	249,000	271,800	301,300	340,900
38	217,700	249,500	272,500	302,600	342,500
39	218,800	250,000	273,200	303,900	344,100
40	219,900	250,400	273,900	305,200	345,700
41	220,900	250,800	274,600	306,500	347,400
42	221,800	251,300	275,300	307,800	349,200
43	222,700	251,800	275,900	309,100	351,000
44	223,600	252,200	276,500	310,400	352,800
45	224,500	252,600	277,000	311,700	354,300
46	225,300	253,000	277,500	313,000	355,700
47	226,100	253,400	278,000	314,300	357,100
48	226,900	253,800	278,500	315,400	358,500
49	227,700	254,200	279,000	316,300	360,000
50	228,400	254,600	279,500	317,600	360,800
51	229,100	255,000	280,000	318,900	361,800
52	229,800	255,400	280,400	320,200	362,800
53	230,500	255,800	280,800	321,400	363,700
54	231,100	256,200	281,300	322,700	364,800
55	231,700	256,600	281,700	323,900	365,700
56	232,300	257,000	282,200	325,100	366,700

57	233,000	257,300	282,600	326,400	367,600
58	233,500	257,700	283,100	327,500	368,300
59	234,000	258,100	283,600	328,600	369,000
60	234,500	258,400	284,100	329,700	369,600
61	235,000	258,700	284,600	330,400	370,000
62	235,400	259,100	285,200	331,300	370,600
63	235,800	259,500	285,800	332,000	371,300
64	236,200	259,800	286,400	332,800	372,000
65	236,600	260,100	287,000	333,600	372,300
66	236,900	260,400	287,600	334,000	373,000
67	237,200	260,700	288,200	334,600	373,700
68	237,500	260,900	288,800	335,300	374,300
69	237,800	261,100	289,300	336,100	374,600
70	238,100	261,400	289,800	336,800	375,100
71	238,400	261,700	290,300	337,500	375,700
72	238,700	261,900	290,800	338,100	376,300
73	238,900	262,100	291,300	338,600	376,600
74	239,200	262,400	291,800	339,200	377,200
75	239,500	262,700	292,200	339,700	377,900
76	239,700	262,900	292,600	340,300	378,500
77	239,900	263,100	293,000	340,600	378,900
78	240,200	263,400	293,400	341,100	379,400
79	240,500	263,700	293,800	341,500	380,000
80	240,700	263,900	294,200	341,900	380,500
81	240,900	264,100	294,600	342,300	381,000
82	241,200	264,400	295,000	342,800	381,600
83	241,500	264,700	295,400	343,300	382,100
84	241,700	264,900	295,900	343,800	382,400
85	241,900	265,100	296,200	344,100	382,800
86	242,200	265,300	296,700	344,500	383,300
87	242,500	265,600	297,200	344,900	383,700
88	242,700	265,900	297,700	345,300	384,100
89	242,900	266,100	298,000	345,600	384,500
90	243,200	266,300	298,500	346,000	385,000
91	243,500	266,600	299,000	346,400	385,400
92	243,700	266,800	299,300	346,800	385,800
93	243,900	267,100	299,700	347,000	386,100
94	244,200	267,400	300,200	347,400	386,600
95	244,500	267,700	300,700	347,800	387,000
96	244,700	267,900	301,200	348,200	387,400
97	244,900	268,100	301,500	348,400	387,700

98	245,200	268,400	301,900	348,800	388,200
99	245,400	268,600	302,400	349,200	388,600
100	245,700	268,900	302,900	349,500	389,000
101	245,900	269,100	303,300	349,800	389,300
102	246,100	269,300	303,700	350,200	
103	246,400	269,600	304,000	350,600	
104	246,700	269,900	304,300	351,000	
105	246,900	270,100	304,600	351,500	
106	247,200	270,300	305,000	351,900	
107	247,500	270,600	305,300	352,300	
108	247,700	270,800	305,700	352,700	
109	247,900	271,100	306,000	353,200	
110	248,200	271,400	306,400	353,600	
111	248,500	271,700	306,800	353,900	
112	248,700	271,900	307,100	354,200	
113	248,900	272,100	307,300	354,700	
114	249,200	272,400	307,600		
115	249,500	272,600	307,900		
116	249,700	272,800	308,100		
117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		
121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

(技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
第3条 技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則(令和5年新潟県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万7,500円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を、当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。)附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万3,200円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を、当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等</p>

に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する」とあるのは「22万7,500円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間を、常時勤務を要する職を占める職員の 1 週間当たりの通常の」とする。

2 (略)

に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間を、常時勤務を要する職を占める職員の 1 週間当たりの通常の」とする。

2 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与等規則」という。）並びに第 3 条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の令和 5 年改正規則」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の技能労務職員給与等規則又は改正後の令和 5 年改正規則の規定を適用する場合においては、第 1 条及び第 2 条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与又は第 3 条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員給与等規則の規定による給与又は改正後の令和 5 年改正規則の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年新潟県条例第 59 号）第 2 条に規定する職員の例による。